

# は じ め に

世界経済は、情報通信技術の革新を通じたデジタル革命とグローバル化により、これまでにならぬほどのスピードで変化している。各企業は、競争力を高めるため、事業の選択と集中を行っており、その知的財産戦略もグローバル化・高度化している。

特許庁は、かかる知的財産戦略のグローバル化・高度化を支えるため、以下のような取組を進めてきた。

## <「世界最速・最高品質の特許審査」の実現>

2023年度までに特許の「権利化までの期間」を平均14か月以内とするという目標の達成に向けて、様々な取組を着実に実施している。また、特許審査の質の維持・向上のための取組を進めている。2015年には、特許・実用新案審査基準等について、簡潔かつ明瞭な記載とし、国内外のユーザーに分かりやすいものとするため、全面的な改訂を行った。

## <意匠の国際出願>

2014年の意匠法改正、2015年の「意匠の国際登録に関するハーグ協定のジュネーブ改正協定」加入を受け、2015年5月には、同協定に基づく意匠の国際出願の取扱いを開始した。

## <新しいタイプの商標>

2014年の商標法改正を受け、2015年4月には、新しいタイプの商標について、出願受付を開始した。

## <国内外に対する出願・審査関連情報（ドシエ情報）の発信>

2014年に、日米欧中韓のドシエ情報を一括で提供するITサービス「ワン・ポータル・ドシエ（OPD）」と、WIPOが提供するドシエ情報相互参照システム「WIPO-CASE」との連携技術確立し、2015年には、WIPO-CASEに正式加入した。また、2016年7月には、J-PlatPatから一般ユーザーにOPDサービスを提供する。

## <2015年法改正>

職務発明制度の見直し、特許料等の改定、特許法条約（PLT）及び商標法に関するシンガポール条約（STLT）の実施のための規定の整備を柱とする「特許法等の一部を改正する法律」が2016年4月1日に施行された。

経済成長を実現するためには、イノベーションを継続的に創出していくことが必要不可欠であり、その礎として、知的財産制度は重要な役割を担っている。特許庁は、知的財産行政を通じてイノベーション・システムを支えていく。

本報告書は、知的財産制度を取り巻く現状と方向性、国内外の動向と分析について、直近の統計情報等をもとにとりまとめたものである。

第1部では、国内外の出願・登録状況や審査・審判の現状等、知的財産をめぐる動向を紹介する。

第2部では、特許庁の取組を特許、意匠、商標、審判の別に紹介するとともに、知的財産活動を活発化し、イノベーションを促進するための各種支援・施策を紹介する。

第3部では、知的財産をめぐる国際的な動向、グローバルな知的財産環境の整備に向けた特許庁の取組について紹介する。

別冊の特許行政年次報告書2016年版〔統計・資料編〕においては、本報告書中の図表等の基礎となる統計情報を含め、知的財産に関する各種統計・資料を紹介する。

本報告書が広く活用され、知的財産制度への理解を深める一助となれば幸いである。